

道徳教育のポリティクス

岡邊 健 (東京大学大学院)

はじめに

本発表は、公立中学校教師 25 名を対象とした「道徳教育に関するインタビュー調査」(2000 年 8 月から 10 月にかけて東京都と岡山県で実施)で得られたデータに基づいて、教師の「裁量」とカリキュラム統制との関係という視点から、道徳教育をめぐるポリティクスの様態について論じるものである。そこから、「行政による権力的統制」を絶対悪とするような教育学的現実認識の不毛性(森田 1994)を浮き彫りにすると同時に、カリキュラムによるへのコントロールが、行政から教師に一方的に作用しているのではないこと(Bernstein 1990)が示される。本発表は、カリキュラムの社会学の延長線上に位置付くものであり、道徳教育を題材にカリキュラムによるへのコントロールの作動のありかたを検討するなかで、「教育における権力の複雑さ」(アップル 1993)を明らかにすることを、主要な目的としている。

「ポリティクス」への着目

「ポリティクス」という概念を用いることの意味は次の通りである。

第一に、文字どおりの政治との関わりにおける教育学言説の問題がある。長らく教育学の言説が、教育の非政治的・反政治的な性格を、規範的な意味において強調してきたことは言うまでもないが、20 世紀後半以降にあらわれた社会思想上の諸概念がこれらの欺瞞を暴露し、教育は政治そのものであるということが実証的・実践的に明らかにされてもなお、日本の教育学の反政治性規範は衰えをみせていない。なかでも道徳教育というイシューには頑強に反政治性規範が働いており、その意味では伝統的な教育学言説のエッセンスがここには詰まっているといえるだろう。

第二に、学校を支える複数の当事者間に生じるポリティクスへの着目である。道徳教育はその範囲や内容や目的に大きな曖昧性があるばかりか、その目的を達成するための合理的な技術の存在も想定しにくい。その意味で、学校の構造的特性(目的の曖昧性・合理的技術の不在)がストレートに表れるのが道徳教育なのであり、教師が道徳教育をどのように意味付けているか、生徒に対して、また教師間でどのような調整・葛藤が生起している

かを明らかにすることで、学校の機能や構造を捉え返す契機ともなり得るのである。本発表で主として検討するのは、教師の裁量がいかにして実際の道徳教育の運用に影響を及ぼしているかについてである。

第三に、思想や社会通念・イデオロギーなどのマクロレベルのポリティクスが存在する。本発表では深く立ち入らないが、これまでのカリキュラムポリティクスに関する諸研究が、意外にも、道徳教育を必ずしも積極的に対象化してこなかったということ、ここで指摘しておきたい。

ところで、教育現象の政治的性格を考慮に入れた研究の多くは、隠蔽された政治性・権力性をあらわにするに留まっていると思われる。佐藤(1994)が述べるように、隠蔽する立場もそれを暴露する立場も、その政治性の「除去を潜在的に夢想している点」では共通している。だとすれば、教育現象を「常に一定の密度で権力と権威の関係を織り込み生成し機能させる」現象としてとらえ、「その権力と権威の関係を教育の過程に即して編み直す方略を探索する」ことこそが必要である。発表者の課題は、道徳教育におけるポリティクスの排除や暴露にあるのではないことをあわせて確認しておく。

教師の「裁量」とカリキュラム統制

発表ではまず、簡単に日本の道徳教育の政策上の位置づけを確認し、そこから、学習指導要領の内容の「不完全性」が、皮肉にも「指導書」や「副読本」への全面的な依存を導いている可能性があること(長尾 1990)を指摘し、授業形態の標準モデルをも決定する「隠れたナショナルカリキュラム」とでも呼ぶべきものが、事実上制度化されている事態を確認する。たとえば文部省による『指導資料』の作成と無償配布、各教委の副読本使用に関する「奨励措置」、指導主事による「指導助言」などがその具体的ありようである。

ついで、週 1 時間の「道徳の時間」が、学習指導要領上および学校教育法施行規則上設置されるべきものとされながら、実質的にはそのような運用がなされず、この点において他の教科とは性格を異にしていること、その扱いをめぐって学校や学年、教師個人の判断や運用に著しい多様性が認

められることが示される。留意すべきは、「組合」色の強い教師が道徳の時間の存在を認めずボイコットしている、というような単純な図式は描けないという点である。確かに、道徳教育政策に批判的な教師は少なからず存在するし、調査でも文部行政への不満があからさまに表明される場面は何度となくあった。しかしその背景には彼らなりの明解で論理的な「異論」があり、その考えを具現化する方向においては、むしろ積極的な役割を担っている教師が多いのである。

発表では教師の裁量を、大きく制度的裁量と規範的裁量の2つに分けて論じ、副読本の使用と道徳の時間の確保を奨励・推進する行政のカリキュラム統制が、教師の行使する裁量によって変形され、場合によっては無効化されてしまうダイナミズムの存在を明らかにする。制度的裁量の典型的な例は、時間割編成をめぐる問題である。「道徳を月曜日の1時間めに持ってきちゃうので」「道徳の授業を年間35週というのは無理」(30代女性)という声に代表されるように、教師は特定の曜日や時間にたいして、その学校特有の文脈に沿って特定の意味を与えている。したがって、時間割編成における教師の権限が比較的強い学校では、いくらカリキュラム統制が強まろうと、教師の側もまたそれを制度的にコントロールすることができるわけである。「各学年であらかじめ35時間のうち、何月何日は学活としてこれこれをするなどと学期ごとに割り振ってある」(40代男性)といった発言が示唆するのは、教委に提出される「公式」の教育計画とは別に、教師集団内部の「運用上の計画」が存在していることである。道徳の時間はしばしば学級活動や特別活動の時間として「転用」されているが、実はその転用もほとんどの場合いわば「制度化」しているのである。

一方規範的裁量とは、「望ましい道徳教育とは何か」を規定する規範的判断に関する教師の自由裁量のことである。教師はどういった形態の指導が望ましいか、効果的であるかについて、自らの経験に基づいて自律的な判断を当然のように行っている。しかしそもそも道徳教育には、確固たる評価基準などは存在しないし、仮に効果が測定できたとしても、その解釈も一義的には定まらない。したがって、道徳教育のありようをめぐるのは必然的に、行政による顕在的・潜在的な統制と個々の教師による統制がせめぎあうことになるのである。

含意

教育学言説の多くは、道徳教育政策を国家による教育への介入と個人の内面への支配・干渉を強

いるものとして強く批判している。しかし以上の検討から、学校教育の営みが、国家による介入をストレートに反映するほど単純なものではないことが明らかにされた。ここから最後に考えたいのは、このような一方向的なコントロールのモデルにとらわれているがために、有効な道徳教育を構想することが困難になってしまう危険性についてである。調査では、道徳教育の必要性を感じている教師の多くは、ナショナルな価値、公民的・市民的な価値、それに規範的・道徳的な価値をさほど区別しておらず、すべてを重要な要素とみなしていた。論理的にもこれらの価値は互いに密接な関係を持っており、排他的なものではないであろう。道徳教育をナショナルな価値に限定してとらえ、それを忌避すべきものであるという前提を立てることは、より広義の道徳教育の意味や可能性への言及をも萎縮させてしまいかねないのである。

道徳教育が、何らかの「望ましい」価値に向けて子供を方向づける社会統制の営みであることに変わりはない。それは多かれ少なかれ、個人の内面への干渉を伴うものであるが、だからといって、国家や権力などの概念を無前提に実体化し、道徳教育をその統制や支配としてみる見方は一面的にすぎる。たとえば、英国の中等学校で2002年から必修教科として新設される *citizenship education* に当たる教育プログラムもまた、日本の道徳教育には求められている。カリキュラム統制に対する教育学の批判は、道徳教育に含まれるこのような意義や可能性への議論をも封じてしまっているのである。

引用文献

- アップル, M. W.=野崎与志子訳, 1993「批判的教育研究の構想」アップル+長尾+池田『学校文化への挑戦——批判的教育研究の最前線』.
- Bernstein, B., 1990 *Class, codes and control vol. 4: the structuring of pedagogic discourse, primary socialization, language and education 4*, London; New York: Routledge.
- 森田尚人 1994「まえがき——教育のなかの政治/政治のなかの教育」森田+藤田+黒崎+片桐+佐藤編『教育のなかの政治』.
- 長尾彰夫 1990「カリキュラム編成と学校文化」長尾+池田編『学校文化——深層へのパースペクティブ』.
- 佐藤学 1994「教室という政治空間——権力関係の編み直しへ」森田+藤田+黒崎+片桐+佐藤編『教育のなかの政治』.